

## 就学援助のお知らせ（令和8年度申請用）

熊本市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、熊本市就学援助規則に基づく援助を行っています。

### 1 就学援助（準要保護）とは

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助するものです。

### 2 就学援助（準要保護）の対象者

熊本市に住所を有し、熊本市教育委員会が定める基準に該当する児童生徒の保護者等。

### 3 対象条件

次のいずれかに該当する方は、就学援助の申請ができます。

- (1) 生活保護が廃止又は停止となった方（必要書類：保護廃止又は停止決定通知書）
- (2) 市町村民税が非課税の方（必要書類：原則不要。熊本市外からの転入等で課税状況が確認できない場合は、個人番号届出書及び個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等）の写し）
- (3) 国民年金の掛金が免除の方（必要書類：国民年金保険料免除申請通知書（1/4免除を除く））
- (4) 児童扶養手当の支給を受けている方（必要書類：児童扶養手当証書の写し）
- (5) 上記には該当しないが、経済的な理由で生活にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が基準額以下の方（必要書類：源泉徴収票、確定申告書又は市県民税申告書等の写し）

### 令和8年度（2026年度）所得基準

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
所得基準額	220万円	263万円	307万円	347万円	394万円	435万円	478万円	521万円	564万円
給与収入額（目安）	325万円	383万円	438万円	488万円	546万円	597万円	652万円	701万円	748万円

10人を超える場合は、1人増すごとに所得基準額に43万円を加算します。

※上記の所得基準額、給与収入額は変更となる可能性があります。

### 4 申請期間等

令和8年度（2026年度）の申請は、令和8年（2026年）1月以降に、児童生徒が在籍する小中学校で受け付けます。令和8年度（2026年度）中は随時受け付け可能ですが、就学援助の適用は原則申請日からです。

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請で新小1、新中1と一緒に兄姉分を申請し認定を受けた方は、再度の申請は不要です。もし、兄姉の申請漏れがありましたら、改めて申請してください。ただし、**認定日の遡りはできません**のでご注意ください。

### 5 就学援助（準要保護）の費目と支給額【令和8年度（2026年度）】については裏面をご覧ください。

### 6 注意事項（よくお読みください。）

- (1) 前年度に就学援助（準要保護）を受けた方が、引き続き援助を希望する場合も、新たに申請が必要です。
- (2) 生活保護（教育扶助）を受給している方は、就学援助の申請は不要です。
- (3) 申請書を提出いただいても、期限までに必要な添付書類の提出がない場合、認定できない場合があります。
- (4) 審査結果については、学校を通じてお知らせします。なお、**学務支援課にお問い合わせいただいても、本人確認がとれないためお答えできません。**

就学援助（準要保護）の費目と支給額

【令和8年度（2026年度）】

※援助の種類及び支給額については変更になる場合があります。

援助の種類	支 給 額		支給時期 (目安のため、前後する場合 があります)
	小学校	中学校	
学用品費等 (年額)	1年 13,230円	1年 25,040円	前期分（4月～9月）※年額の半額 6月下旬～7月上旬
	2～6年 15,500円	2、3年 27,310円	後期分（10月～3月）※年額の半額 11月上旬～11月中旬
新入学児童生徒 学用品費	1年 57,060円	1年 63,000円	入学前第一期 2月上旬
	入学式までの認定者のみ		入学前第二期 3月上旬
	入学式までの認定者のみ		前期分の学用品費等 上記以外 と同時に支給
修学旅行費	実費	認定日以降に参加した修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	
通学費	実費	認定日以降の児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上の者（校区外通学を行っている者を除く）について、その者が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃。特別支援学級に在籍する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わない。）	
医療費	実費	認定日以降の診療に係る、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病（欄外※3を参照）の治療のための医療に要する経費 ※医療費の援助を受ける場合は、「医療費援助による医療依頼書」が必要です。病院受診前に学校から受け取り、病院に持参してください。	
学校給食費	実費	認定日以降に保護者負担となる学校給食に要する経費	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費	認定日以降に参加した校外活動に直接必要な宿泊費、賃借費、交通費及び見学料	

※1 上記の金額については、認定日が4月1日である場合のもの。認定日が4月2日以降である場合、学用品費等の支給額については、認定日以降の期間に応じて計算されます。

※2 援助の種類の中で一部のみの支給を希望する場合は、就学援助特定費目申請書を提出してください。  
(市ホームページからダウンロードするか、学校からお受け取りください。)

※3 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病

- ①トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く） ②白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿瘍疹（のうかしん）
- ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯（虫歯） ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

※4 5月1日までに認定された場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金が免除されます。  
(ただし、熊本大学教育学部附属小中学校、熊本県立中学校は除く)

※5 実費とは、実際にかかった費用のうち、援助の対象として認められる費用をいいます。修学旅行費で例えると、交通費や宿泊費等の実際にかかる費用を教育委員会が負担します。保護者への支給はありません。

不明な点がある場合、学校又は熊本市教育委員会 学務支援課（096-328-2716）にお問い合わせください。